**平成２６年（フ）第２２８１号**
札幌市中央区南７条西７丁目６番地１　ノーザンパレス77―501号
破産者　門田　秀樹
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３０９号**
北海道古平郡古平町大字本町19番地
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３１４号**
札幌市白石区中央１条５丁目11番11―307号
破産者　木村　　浩
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２４９号**
茨城県古河市下辺見2471番地４
破産者　池田　昭治
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第７１８号**
埼玉県幸手市南３丁目12番12号
破産者　小山　義之
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０７７号**
さいたま市南区曲本５丁目２番７号　401
破産者　内山　圭二
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３３２号**
埼玉県朝霞市幸町１丁目８番４号
破産者　水流　清孝
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第２０５８号**
横浜市戸塚区前田町235番地　サンクレスト303号
破産者　菊地　マサ
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５９８号**
愛知県半田市相賀町１番地の196
破産者　大山忠夫こと　嚴　　忠成
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１８１９号**
愛知県豊明市前後町鎌ヶ須1809　レオパレスファームヒルズ202、住民票上の住所愛知県豊明市三崎町丸ノ内９番地８
破産者　高須　哲也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１８８８号**
愛知県知多市八幡新町１丁目20番地の１ル・クラッシック203
破産者　鈴木　淳也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１９４７号**
名古屋市北区憧旛町１丁目11番地　フランシェ202号
破産者　安田　拓也
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０４２号**
名古屋市緑区大高町字鷲津164番地の１　グローリアス高松103号、従前の住所名古屋市中川区川前町96番地　リバープレイス103号
破産者　おそうじ本舗岩塚店こと　飯田　道征
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０５１号**
名古屋市中村区高道町４丁目１番12号　マンション大輝３Ｄ号
破産者　カラオケ・ピエロこと　伊藤よし子
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第７６８号**
神戸市灘区船寺通１丁目１番11号　T’ｓコート大石駅前３Ｃ号室、従前の住所神戸市灘区篠原南町１丁目１番４号　エスポワール阿江ⅡＤ号室
破産者　大坪健次こと大坪憲司こと　矢谷　憲司
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２２８号**
神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６　205号
破産者　濱崎　麗未
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第３号**
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目54番地、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町粟津471番地の１シートレジャー加古川粟津505号
破産者　土居　武久
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第６５号**
大阪府茨木市豊川５丁目２番５号　エルミタージュヴィラ豊川、申立時の住所兵庫県朝来市和田山町土田966番地、開始決定時の住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番２―308号
破産者　村上　芳廣
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係